



はちまんもん HACHI-MAN-MON



認定品 事業者の メリット

- はちまんもん 認定品パンフレットに掲載
- 第一回認定品としてプレスリリースにて全国発信
- 東京インターナショナルギフトショーへ参加予定 (2024年2月6日(火)・7日(水)・8日(木)開催)
- 宿泊施設・スーパー・観光案内所等での販売
- 近江八幡商工会議所のWEBサイトで紹介
- 近江八幡観光物産協会、近江八幡市等、関連団体のWEBサイト等で紹介予定

申請資格

1. 近江八幡市内(商工会議所管内)に活動拠点を持つ事業者・団体
2. 事業目的を理解し、主催者と共に持続的なブランド推進活動ができる事業者・団体
3. 市税・県税に未納がないこと

対象商品

- ◆ 下記項目いずれにも該当する商品であること。
ただし1事業者の申請数は2品までとする。
1. 近江八幡のさまざまな地域資源(素材・歴史・文化・技術等)を活用した加工品。
 2. 近江八幡市民が誇れる、他地域の商品にない特徴、品質を有していること。
 3. 安全安心して利用でき、関係法令に準拠していること。
 4. 伝統や歴史を継承しつつ、新たな視点や革新的な取組があること。

申請・登録料

申請は無料。登録料は1登録商品ごとに年間1万円(税別)とし、登録料ははちまんもんのプロモーション費用等に活用します。

申請方法

所定の申請書に必要事項を記入の上、添付書類とともに「近江八幡ブランド実行委員会事務局(近江八幡商工会議所)」へ郵送またはご持参ください。申請書は近江八幡商工会議所のホームページまたは事務局にて入手できます。

申請期間: 令和5年8月7日(月)~9月29日(金)
※郵送の場合、9/29消印有効。

令和5年10月に審査、11月に審査結果お知らせ、12月プレス発表を予定しています。

審査方法

申請書類と商品の現物、事業者プレゼンテーション等により審査します。また「物語性、独自性、新規性、成長性、積極性」の評価基準に基づき、認定の可否を決定します。

お問合せ先

近江八幡ブランド実行委員会(近江八幡商工会議所内)
〒523-0893 近江八幡市桜宮町231-2
TEL: 0748-33-4141
FAX: 0748-32-0765
HP: <https://8cci.com/hachi-man-mon/>

